

## 令和7年3月農業委員会定例会議事録

日時	令和7年3月25日（火）午後1時30分～午後2時29分	
場所	さぬき市役所3階301・302	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～4号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第5～6号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第7号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第8～11号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第12号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第13号)
日程第8	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第14号)
日程第9	その他	
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 11 檜村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政(会長)	
欠席委員	10 藤井 修 15 長田禎二	
事務局	蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査	
農林水産課	玉木省三副主幹	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西淵健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	





申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約2kmに位置しています。譲受人は現在、●●●●●にお住まいですが、申請地に隣接する宅地ごと農地の所有権を取得し、申請地においては野菜と果樹の作付をする計画です。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 会長提出議案第1号、2号を一緒に話させていただきます。3月16日に推進委員とも9名全員で現地確認を行いました。

1号議案は親族に遺贈と、2号議案は経営規模の拡大ということで、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区、お願いします。

十川隆行委員 第3号議案、先般、全員で見てまいりました。新規就農ということなんですけども、すると言うので、よしという方向です。よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 この間の日曜、23日に全員で見てまいりました。●●の人ですが、宅地ごと買うということで、別段問題ないと思います。菜園みたいな感じだと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第4号につきまして質疑等ありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第1号から第4号につきましてお諮りします。議案第1号から第4号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第4号を原案のとおり認めることと致します。日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第5号、第6号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の2ページをお開きください。今回の非農地証明案件は2件ございます。対象農地は6筆で、合計面積が14,398㎡です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第5号、地区番号3、受付年月日、令和7年3月3日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目道路、地積45㎡です。申請理由は、耕作道として利用しているためです。お手元の資料5ページ、6ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●●●、●●●●●●●●●●から南西約720mに位置しております。平成26年に相続により申請地を取得されております。申請地は市道拡幅工事時に市が農地への進入路としてつけた道路です。位置図は資料5ページ、写真方向図は資料6ページ左側、現況写真は資料6ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第6号、地区番号3、受付年月日、令和7年3月3日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他4筆です。台帳地目、全筆畑、現況地目、全筆山林、合計地積4,353㎡です。申請理由は、昭和52年頃から45年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料7ページ、8ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●●●、●●●●●●●●●●から南西約720mに位置しております。平成26年に相続により申請地を取得されております。申請地は傾斜地であり耕作が不便な農地であるため、昭和52年頃から耕作放棄となって山林化が著しくなったため、申請に至りました。また、申請地のうち●●●●番●以外の4筆が再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料7ページ左側、写真方向図は資料7ページ右側、現況写真は資料8ページになるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

それでは、第5号議案をご報告致します。私たち3月22日に現地確認を行いました。それで、5号議案につきましては、家の前に畑があるんです。そこヘトラクターが入るための道路だと思います。それで、私たちこれはよろしいのではと判断しました。よろしくご審議お願い致します。

第6号議案につきましては、畑が山林になっておるということで、念入りに見ました。そこで、●●●●番の●、●●●●番の●、●●●●番の●、●●●●番の●、この4筆は雑木と竹とに覆われておりまして、山林として認めてもよろしいのではないかと判断致しました。

そこで一番広い●●●●番の●、692㎡、この畑なんですけれども、資

料の8ページ、写真1では大きな雑木が写っておりますけど、この裾野で、現地では裾の半分が1m余りの枯れ草になっておりました。それで、その枯草の部分は、農業委員会で報告し、判断をお願いすることとなりました。

この家は売りに出されており、家と山と畑の全部で幾らということで、●●●から来た人が買っており、すでに、●●●のその人が住んでおります。その人に確認したところ、狩猟のわなの免許を持っており、この山はこのまま置いとくと言っておりました。枯草の部分もあと五、六年も待てば山林化すると考えますが、どうしたらよろしいか判断をお願い致します。ほとんどの部分は本当に大きな木で覆われておりました。

議長（会長） その人がその田を復元する意思はないんだろ。

大塚ノブ子委員 ないんです。山のままで。それと、市役所がイノシシ捕まえる檻を置きました。

岩澤佳宜委員 枯草の部分の面積は、どのくらいですか。

大塚ノブ子委員 3分の1くらいですね。多分、岸が入るとるんです。斜めに傾斜しとるところがありました。

議長（会長） 屋敷ごと全部買ったというのは、それが山林にするから買ったという可能性はあるわな。

大塚ノブ子委員 はい。私は山林と認めてあげたほうがよろしいんじゃないんですかと言うたんですけど、ある農業委員の人が、これは認められんと。ほんなら農業委員会で判断をお諮りすると。

岩澤佳宜委員 全部、赤判定だったんですか。これは違うかったんかな。

事務局 はい。赤判定です。

岩澤佳宜委員 ほんだらもう非農地として認めることに致しましょう。

事務局 お願いします。そうしてあげてください。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号、第6号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第5号、第6号につきましてお諮りします。議案第5号、



全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第7号につきましてお諮りします。議案第7号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第7号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号から第11号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局 今月の5条の案件は4件ございまして、面積にして6,888㎡、7筆です。議案書4ページからでございます。

会長提出議案第8号についてご説明します。地区番号3、受付年月日、令和7年3月3日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積102㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日、平成7年2月4日から平成7年8月31日。権利、所有権移転贈与、農地区分、第2種農地。資料と致しましては11から12ページで、位置図を11ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の北約1kmに位置しており、田、宅地及び道路に隣接しています。譲受人は併せ利用地の宅地にお住まいで、平成7年頃にかけて、宅地への進入路及び駐車場として、転用許可を受けずに申請地を造成していました。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第9号、10号、11号については関連がありますので、併せてご説明します。地区番号3、受付年月日、令和7年3月3日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、●●●●、●●●●様、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番他5筆、台帳地目畑及び田、現況地目も畑及び田となっておりますが、花崗土採取場のような現状になっています。地積合計6,786㎡。転用目的、花崗土採取、工事着完予定年月日、令和6年2月1日から令和8年12月20日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第2種農地。資料と致しましては13から14ページで、位置図を13ページに掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の南西約480mに位置しており、畑、山林、墓地、道路及び水路に隣接しています。譲受人はさぬ

き市で●●●を営む法人であり、花崗土の採取及び販売も行っております。

当初、申請地6筆のうち5筆は、土地所有者より令和5年5月30日付で、令和5年12月20日を工事完了予定日とし、切土により●●●●へと造成する計画で農地改良に係る届出書が提出されておりました。しかし、土地所有者の子が体調不良で農業に従事できなくなるなどの問題が発生し、工事完了予定日を過ぎても工事が未着手の状態となっておりました。

その後、切土により農地を復元したい土地所有者と花崗土を販売したい申請者との意向が合致したことから、令和6年2月頃より花崗土を採取し始めたとのことであります。

このたび、農地法の手続きを取らないまま花崗土の採取及び販売をしていたとのことが分かり、転用申請に至ったものであります。工事完了時期である令和8年12月20日までに農地復元し、土地所有者が牧草の栽培を計画しています。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

それでは、第8号議案ですが、先ほどから報告させていただいている●●●●さんで、相続の関係で今いろいろと手続をやっておられる案件です。妹さんのほうに贈与されて、無断転用ということで是正ということでよろしく願いしたらと思います。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。

林文夫委員

9号、10号、11号ですけども、16日に推進委員と一緒に見てまいりましたが、前農業委員さんのことですので、手続的に十分でなかったということがあったらいいんですけど、事務局の指導の下にこの届出が出されましたので、結構なことだと思っております。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号から第11号につきましてお諮りします。議案第8号から第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第11号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第12号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号54番から58番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第12号についてご説明致します。議案書5ページから13ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法の改正より、令和7年4月1日以降の農地の貸借については、利用権設定（相対での農地貸借）が廃止され、農地機構が農地の出し手と受け手の間に入り農地の貸し借りをする方法に一本化されております。農地機構を通じた農地の集積は、地域の話合いにより作成される地域計画に基づいて行われることとなります。

農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた119件についてご説明致します。

貸付先は個人50件、法人69件となっております。設定する権利の種類は、賃借権9件、使用貸借権110件。賃借権9件の内訳は、7,000円5件、2,000円4件。期間は、5年5件、6年83件、7年1件、10年30件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

地域計画の区域については、津田地区2件、鶴羽地区7件、富田地区51件、松尾地区2件、志度地区7件、鴨庄地区5件、鴨部地区10件、石田地区8件、神前地区16件、造田地区7件、長尾地区4件となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、整理番号第54番から58番を除く議案第12号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、整理番号第54番から58番を除く議案第12号について原案

のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係議案である整理番号54番から58番の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長 (会長) では、事務局からの説明を求めます。

事務局 会長提出議案第12号についての委員さんの案件は5件で、使用貸借権5件となっております。期間は10年が5件となっております。利用内容については水稻、麦の作付となっております。地域計画の区域は富田地区5件となっております。

以上です。

議長 (会長) 説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長 (会長) ないようですので、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) では、原案のとおり承認致します。  
退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長) 日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第13号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第13号、1の●●●●●●●●●●。代表者は●●●●さんです。住所は●●●●●●●●●●番地です。設立年月日は令和2年2月5日です。  
経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、複合経営になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、水稻の作付面積の現状は27haで生産量は11万3,400kgですが、5年後、作付面積35haで生産量14万7,000kgに増やします。小麦の作付面積の現状は16haで生産量は48,000kgですが、5年後変更はありません。ブ



①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（１）営農類型としましては、現状、稲作ですが、５年後は複合経営になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産について、水稻の作付面積の現状は３２３aで生産量１５，５０４kgですが、５年後の作付面積を９００aで生産量４３，２００kgに増やします。小麦の作付面積の現状はありませんが、５年後の作付面積を８２０aで生産量２９，５２０kgに増やす予定です。

（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、作業受託（田植・稲刈り）で１２万円の売上がありますが、５年後は４０万円に増やします。

（３）農用地及び農業生産施設につきましては、ア）の農用地で借入地の現状、田が２４７aですが、５年後９００aに増やします。その他の特定作業受託の田の現状が７６aですが、５年後はゼロにします。

今後の取組としまして、農地機構を活用し規模拡大と集約化を図るとともに、同一水系の農地で集約化することで効率化を図り、所得の向上を目指します。水稻栽培を中心に、妻の実家である●●●●・●●●●地区の農地を借りて農業経営をしていく予定です。将来的には義理の兄と一緒にやる予定です。現状の年間所得９０万円のところ、５年後４００万円を目指します。今後の営農活動が期待できる農業者ですので、新規認定についてのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願いします。●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

番号１番、●●●●●●●●●●、これは●●●●さんがやっております。この人、香川県でも模範的な農業者でないかと評判です。経営には間違いのないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

先ほどのヒアリングで、番号３の●●さんについては面接しまして、義理のお兄さんが手伝うということで問題ないかと思えます。

２番の●●さんについても、推進委員されよった方で、アスパラガスや何か非常に頑張ってやっておられるので、特に問題ないと思えます。

よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第１３号について質疑等ありましたら発言を認めます。

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	<p>それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第13号についてお諮り致します。異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第13号について原案のとおり承認することと致します。  日程第8 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第14号を議題とし、上程致します。  それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会長提出議案第14号の説明をさせていただきます。  まず、1番、●●●さん、●●●さんです。住所は●●●●●●●●●●番地です。●●●さんの生年月日は平成●年●月●日、●●●さんの生年月日は平成●年●月●●日です。  青年等就農計画を参照してください。  就農地はさぬき市●●です。農業経営開始日は令和7年4月1日の予定です。就農形態は新たに農業経営を開始になります。  目標とする営農類型は露地野菜（有機野菜）になります。  将来の農業経営の構想として、農薬、化学肥料、除草剤を使わない有機農業をベースに、季節に合わせた旬の野菜を少量多品目で栽培します。農業大学校や研修先農家での経験を生かし、栽培技術の向上や新たな顧客の獲得につなげます。  年間農業所得の現状2万8,000円のところ、5年後の目標は240万円です。  年間労働時間の現状は2,400時間ですが、5年後は2,280時間を目指します。  農業経営の規模に関する目標としまして、多品目の野菜を栽培します。借入地についても、現状20aですが、74aに増やします。  当初は作業受託として先輩農家のところで作業を手伝うことで収入を得ます。  生産方式に関する目標としまして、トラクター25馬力1台、管理機1台、育苗用パイプハウス1畝、フレールモア1台を借りて農業を行います。5年後も変更はありません。  経営管理に関する目標として、青色申告を実施します。  農業従事の態様等に関する目標として、月に6日程度休日を取ります。  農業経営の構成としまして、●●●さんと妻、●●●さんの2人です。  技術・知識の習得状況としまして、●●●で認定農業者の●●●夫妻の下で1年間研修するとともに、農業大学校の就農実践研修野菜コースを受講されております。  今後の取組としまして、先輩農家の●●●夫妻や●●●さんの支援を受けながら、自分たち独自の農業経営に取り組みます。●●●夫妻は令和7年1月に家族経営協定調印式にて協定書を締結しているところです。今後の経営が期待できる農業者ですので、認定新規就農者の新規認定についてのご審議をよろしくお願いします。</p>



就農地はさぬき市●●●●●●です。農業経営開始日は令和7年4月1日の予定  
です。

就農形態は新たに農業経営を開始になります。

目標とする営農類型は和牛繁殖・肥育になります。

将来の農業経営の構想として、肉用牛の繁殖及び肥育による畜産経営での経営  
の安定を目指します。

年間農業所得の5年後の目標は350万円です。

年間労働時間の現状は2,520時間で、5年後2,000時間を目指します。

経営の規模に関する現状及び目標としまして、繁殖牛の飼養頭数の目標30頭  
で生産量26頭です。肥育牛の飼養頭数13頭で生産量8頭です。

所有地につきましては、農地以外も含めて現状2haですが、5年後変更はあ  
りません。

生産方式に関する目標としまして、5年後までに牛舎2棟、一時保管堆肥舎1  
棟、軽トラック1台、ステッドステアローダー1台、コンボ1台、牛導入（繁殖）  
28頭、牛導入（肥育）34頭、電気柵一式を導入します。

経営管理に関する目標として、青色申告を実施します。

農業従事の態様等に関する目標として、週に1日程度休日を取ります。

目標を達成するために必要な措置として、補助事業及び青年等就農資金を活用  
して事業を進めてまいります。

農業経営の構成としまして、●●●●さんが主で働き、夫の●●さんにも手伝  
ってもらいます。

技術・知識の習得状況としまして、●●●●の●●●●さんの下で1年間、和牛  
繁殖及び子牛・育成牛の管理及び畜産経営全般について、それから、WCSなど  
自給飼料の栽培管理について研修を行っております。

今後の取組としまして、元鶏舎の跡地を利用して牛舎を改修し、和牛及び肥育  
牛の繁殖に取り組みます。今後の経営が期待できる農業者ですので、認定新規就  
農者の新規認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●  
地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致し  
ます。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

そうしたら、●●●●さんですが、●●地区の案件ですので。本人に今日面接  
したんですが、もう相当しっかりした方で、これだけの投資をして女性がやる  
というのは本気モードだと思いますので、ぜひ応援していただけたらと思いま  
す。

それと、地元の方々と十分コミュニケーションを取ってやっていただけたら  
と思います。以上です。

議長（会長）

続いて、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員 番号1番の●●●さん、●●●●さんご夫婦です。●●から来たそうで、今は●●に住んでおります。私も今日ヒアリングのときに初めてお会いしたんですけど、2人ともしっかりした人らしいと見受けました。

新規で露地野菜を栽培するそうです。今は推進委員をなさっている●●さんのお宅で研修をしているそうです。きっと成功してくれると思います。よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区からお願いします。

戸田修治委員 2番の●●さんですが、先ほどヒアリングをしまして、特に問題ないですが、●●の●●いうたら、猿、イノシシがいっぱいおるよいうて。頑張って、囲いや何かで頑張りますということで、承諾しました。よろしくお願ひします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号について質疑等ありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、青年等就農計画の審査について、議案第14号についてお諮り致します。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号を原案のとおり認めることと致します。本日上程の議案については以上ですが、その他で何かございませんか。どうぞ。

事務局長 事務局より、追加議案第1号、職員の任免について説明させていただきます。

昨日、令和7年3月24日付で市の人事異動の内示があり、令和7年3月31日付で頼富伸次、藤川英祐、両名のさぬき市農業委員会職員の内を解き、令和7年4月1日付で大丸伸二、山本泰平の両名をさぬき市農業委員会職員に合わせて任命されましたので、ご報告させていただきます。

頼富につきましては4月からは新たに国保・健康課に異動、藤川は議会事務局に異動します。

新たに来た者につきましては、大丸が国保・健康課から、山本が人権推進課から異動しますので、また皆様、よろしくお願ひ致します。

それでは、今から各人が挨拶をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

頼富伸次	<p>今度の異動で国保・健康課に行くようになりました。5年間おりました。皆さんにはご迷惑をおかけ致しましたが、これからもまたよろしく願います。</p>
藤川英祐	<p>このたびの異動で、4月1日から議会事務局ということで、この本庁の4階に、多分、市民の方はあんまり多分来んようなところで、私自身、令和4年4月から、あと1週間でちょうど3年たつということで、委員さんの改選も1回挟みながら、前の委員さんにも今の委員さんにも大変よくしていただいたと思っております。楽しく仕事ができたとします。ちょっと寂しい気持ちもあるんですけど、また、議会事務局におる間はあんまりお会いすることはなくなるかもしれないんですけど、異動は仕方ないもので、またどこかの部署でお会いしたときに、もし覚えていただいたらお声かけいただいたら喜びますので、よろしく願います。</p>
大丸伸二	<p>失礼します。さぬき市の国保・健康課、大丸と申します。国保・健康課では保健事業、とくに健診を担当しております、2年になりますが、このたび4月から農業委員会の配属になりました。農業のことはさっぱり分かりませんが、一から勉強させていただきまして、さぬき市の農業の発展に寄与できるように頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしく願致します。</p>
山本泰平	<p>人権推進課から参りました山本泰平と申します。よろしく願います。実は10年前ぐらいに農林水産課にいて、2年目、3年目のときに農業係を担当させていただいたので、ちらほらちょっと見知った顔の方いらっしゃるなど思いながら、影はひそめていたので覚えがあることはないと思っておりますけど、また農業委員会のほう、ちょっと勝手が違うと思っておりますので、またよろしく願います。</p>
議長（会長）	<p>それでは、送迎、歓迎を兼ねて拍手でどうぞ願致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後は、担当と致しましては、頼富の後任に大丸、藤川の後任に山本を考えております。また、全く、課員が3名中2名替わるということで、4月からご迷惑かけることもあろうかと思っておりますけども、また今後ともよろしく願致します。</p> <p>続きまして、4月の定例会ですけども、4月21日月曜日、同じく13時30分からここでということで、よろしく願致します。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>農地集積専門員から何かございますか。</p>
農地機構	<p>ございません。</p>

議長（会長）

以上をもちまして、令和7年3月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。

（ 2時29分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・青年等就農計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名
- ・農用地利用最適化推進委員の辞任について  
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番